

# 第2回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会

## 議 事 録

日時 平成19年11月21日(水)  
午後6時～午後8時45分  
場所 千葉県国際総合水泳場 会議室

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . あいさつ .....	1
3 . 議 事 .....	1
( 1 ) 第 1 回 検 討 委 員 会 の 開 催 結 果 ( 概 要 ) に つ い て .....	2
( 2 ) 平 成 2 0 年 度 千 葉 県 三 番 瀬 再 生 実 施 計 画 ( 案 ) に つ い て .....	5
( 3 ) 干 潟 的 環 境 ( 干 出 域 等 ) 形 成 、 淡 水 導 入 及 び 自 然 再 生 ( 湿 地 再 生 ) に つ い て .....	2 0
( 4 ) そ の 他 .....	3 5
5 . 閉 会 .....	3 7

## 1. 開 会

三番瀬再生推進室：第2回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」を開催いたします。

本日は、及川委員及び清野委員から、所用のためご欠席との連絡がございました。また、吉田委員、能登谷委員、岡本委員から多少おくれるとの連絡がございました。現在、委員20名中、現時点で15名のご出席をいただいておりますので、要綱第5条第2項に定める会議の開催に必要な委員の過半数を充足していることを報告いたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。番号がついている資料につきましては、番号のみで確認をさせていただきます。

まず、会議次第、この裏側に検討委員会の委員名簿がございます。次に、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料の3でございます。

また、各委員には三番瀬再生計画やパンフレットをつづりました青いフォルダ、これに三番瀬再生計画案、三番瀬の変遷、平成18年度三番瀬再生実現化検討調査報告書を置かせていただいております。これらはお持ち帰りにならないようお願いいたします。

資料につきましてはよろしいでしょうか。

## 2. あいさつ

それでは、議事に入ります前に、倉阪委員長からごあいさつをお願いいたします。

倉阪委員長：こんばんは。

第2回の三番瀬再生実現化試験計画検討委員会を始めるわけでございますが、きょうのメインの議題は三番瀬再生実施計画の、20年度の千葉県の三番瀬再生実施計画の案についてご議論いただくということと、大まかな方向性というか、それについて、何を目指して再生をするのかということですね、そちらについて議論を開始すると、この2つでございます。

円滑な議事ご進行と内容のある討論をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

三番瀬再生推進室：ありがとうございました。

## 3. 議 事

それでは、これから議事に入らせていただきます。要綱第5条により、委員長に議事をお願いいたします。

倉阪委員長：それでは、初めに会議の開催結果の確認をご担当いただく方を決めるということになっておりまして、これは順番に回ってくるはずでございますが、古川委員と中島委員をお願いしたいんですけれども、いいですか。後で事務局の方から原案が来て、

議事録について。

### (1) 第1回検討委員会の開催結果(概要)について

それでは、議題に移り、第1回検討委員会の開催結果(概要)について、事務局からご説明願います。

三番瀬再生推進室：三番瀬再生推進室の佐藤でございます。

では、事務局から議題1につきまして説明させていただきます。

失礼して、座って説明させていただきます。

お手元の資料1-1に第1回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催結果(概要)ということで資料をつけさせていただいております。それともう一つ、資料の1-2ということで、三番瀬再生実現化勉強会の開催結果、これもあわせてつけさせていただきます。

では、資料の1-1から説明させていただきます。

三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の第1回目につきましては、ここに書いてありますように、9月20日の日に皆様のご出席をいただきまして検討会を開催いたしました。この中では、大きく、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について、2番目としましては、千葉県三番瀬再生計画における干潟的環境形成等について、今後の進め方についてについてご議論いただきました。

三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置につきましては、県から検討委員会の位置づけ、役割等を説明した後、検討委員会の要綱についてご審議をいただいたところでございます。その中で、大きく2つ意見が出されたわけですけれども、県から提案された形で具体的な試験計画を主に検討していくというような目的のままで結構だというご意見と、その一方、資料の1ページのところにも書いてありますように、試験計画の検討等だけでなく、干潟的環境形成、淡水導入、湿地再生については幅広い議論をしていく必要があるので、そういったものを担保できるような要綱にした方がいいんじゃないかというようなご意見がございました。それを受けまして県の方では、試験計画等の検討については是非お願いしたいけれども、こういう幅広い議論についても、この検討委員会の中では時間をとっていただくなりして、十分にそういったものをご検討いただける時間を考えるということでご説明させていただいて、原案どおりの要綱でご承認いただいたところでございます。

2番目につきまして、干潟的環境形成については、三番瀬の再生計画の中の基本計画、事業計画の中でもいろいろな機能ですとか役割、そういったものが位置づけられておりますので、そういったものについて県として、過去、位置づけたものを説明させていただいたと。それとあわせて、平成18年度にやりました三番瀬再生実現化検討調査の中から、主な内容について説明させていただいたところでございます。ただ、その中ではデータがないですとか、あと概要だけではわからないというようなお話もございましたので、後日報告書を各委員に配付させていただいたところでございます。

また、今後の進め方については、検討委員会について、今年度、合計で5回の予定

でやりたいというような説明をさせていただいたところでございます。それで、きょう第2回目ということで、11月21日に第2回目を開催することになっております。

委員長のまとめといたしましては、前回の会議で示されました実施計画案について意見を書面で提出してもらいたい。次回の委員会では3事業について、どういう事業であるべきか、どういう事業ではいけないのか、そういったものについて、幅広く意見を交換していただきたいと。それで、事前に出していただける委員については、事前に書面で出していただくというようなまとめをさせていただいております。

第1回目の検討委員会については以上でございます。

それと、資料1、2でございますけれども、これは先ほど申しました平成18年度の三番瀬再生実現化検討調査の報告書について、内容についてわからないと、これからの議論がなかなかしにくいということもございまして、倉阪委員長から、調査報告書について勉強する会を開催したらいいんじゃないかというご提案がありまして、10月31日の日にこういうような形で報告書の説明をさせていただく機会を設けさせていただきました。

その中でいろいろな意見が出されておりますけれども、主な意見としましては、何のためにその試験をやるのか、そういう目的をはっきりすべきであるとか、それに向かってどういうような試験をやっていくのかとか、そこら辺のところをはっきりさせるべきだというご意見や、せっかく18年度でいろんな全国の事例を収集しているのであるから、その事例をよく分析すること、それと現在の三番瀬の試験をやろうとしている箇所も含めまして、いろいろな現況を把握するようなデータをきちっと集めていただいて、それをもとに、その分析結果を使って、これから何をすべきかを検討していったらいいんじゃないかというような意見が出されております。

以上でございます。

倉阪委員長：ありがとうございます。

前回の委員会では、どういう議論をするのかという、そういった議論をし、この県が考えている3事業にとどまらない幅広い議論が必要だろうと、こういった面から、県の調査の内容ですね、それについてもう少し勉強会を設けると、こういった話があり、10月31日に勉強会を開催していただいた、こういう経緯でございます。

勉強会ではかなり手厳しい意見が出たと。事例の分析をちゃんとしないと、似たような事例を集めて、それで並べるだけではだめですよというような、そういったご指摘が出席者の方からあったかというふうに思いますので、私のまとめで参考に事業を進めてもらいたいぐらいですけれども、検討を進めるということですので、いきなり事業というわけにはいかないというふうには思っております。

それでは、その資料の1-1、1-2について、何か質問等ございましたらお聞かせいただければと思います。

よろしいでしょうか。

竹川委員：この再生実現化検討委員会の成果、それから、そういったものと、それから再生会議との関連について、問題が幅広く論議され、例えば再生の目的ということになってきますと、やっぱり再生会議との絡みがかなり大きくなっていくと。その辺の、そうするとまたすみ分けがあるし、また随時報告して再生会議の中でも論議されなきゃ

いかんということで一応理解をしているわけですが、その辺の確認が1つと。

それから、いわゆる行徳湿地の問題は、この中の3事業からは分離されていたんですね。しかし、行徳湿地の今までの検討協議会というものは、必ずしも三番瀬再生、要するに埋め立てが中止になった後、三番瀬はどういうふうに再生するかという時点で、三番瀬とのからみが水路の問題や汽水域の観点での問題が若干あるという限界があるんですね。そういうことで、この間の再生会議についても、実現化検討委員会につきましても、その三番瀬の方から見た水路の開削が新しい、ただ、内陸の整備だけでない新しい水路の開削の問題等、どこでそれを論議するのかという形が、必ずしもはっきりしていない。

現在の流れからしますと、そういった問題はやはり再生実現化の中で新しい分野の問題として取り上げる必要があるのではないかというふうな考えを若干私持っているんですよ。その辺について、もう一度確認をしていただきたいと思います。

倉阪委員長：この、どこまで再生の事業として再生推進に取り上げるのかということについては、今日もそのための議論の枠を持っておりますので、そのときにご議論いただければというふうに思います。

この委員会というのは、位置づけとしては県の事業を検討する段階での参加と、こういう位置づけになります。再生会議は、県の事業がある程度原案ができて、それが諮問されると、こういう形になりますので、ここの場というのは1つ前の段階で、意見の方が、この一般の方の意見を聞く機会を設けていただいたと。普通であれば、県の方が中で考えて、それを再生会議にぶつけると、こういったやり方であったわけですが、その県が考える段階から幅広く意見を聞いたらどうだろうか、こういうような意見が再生会議であって、ここの場を設置してくれたと、こういうふうな位置づけになるかと思えます。

したがいまして、検討委員会で検討し、また再生会議は再生会議の方で再生の具体的な目標づくりであるとか必要性についてであるとか、そういったこともやりながら、再生会議の方でもう一度県の原案をチェックをすると、こういうことになると思えますけれども、この場はこの場で、どういう方向であれば望ましい方向なのかということはこの会議の中で改めて議論して、県の方に有意義な提言ができるように議論を深めていっていただければというふうに思います。いいでしょうか。

竹川委員：余り時間はとりたくないんですが、その点での、この性格づけなんですが、今、委員長のお話のようなことだと、せっかくこういった場を事前に設けていただいて、若干県の中の会議に入っているような感じもするんですけども、それはそれとして、再生会議の場で同じ人間が同じような問題をまた持ち出してやるということもあり得るということによろしいんでしょうか。

倉阪委員長：そこは、視点が違ったり、そういった観点から意見を言うというのは当然あるかと思えます。

竹川委員：はい、わかりました。

倉阪委員長：県の方はよろしいですか、今のような位置づけで。

三番瀬再生推進室：はい。県も、今倉阪委員長がおっしゃったような考えであります。

それと、もう一つの件についてはお答えする必要がございますか。

倉阪委員長：後で。

三番瀬再生推進室：よろしいですか。

倉阪委員長：この場ではありません。今は、資料1-1と1-2についてですので。

じゃあ、議題の1についてはいいでしょうか。

それでは、議事の方を進行させていただきたいと思います。

## (2) 平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

議題の2の方でございますが、平成20年度の千葉県三番瀬再生実施計画(案)について、事務局の方から説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室：三番瀬再生室の佐藤でございます。

座って説明させていただきます。

お手元にお配りしました資料2-1につきましては、第1回目の検討委員会の中で説明させていただきました平成20年度の三番瀬再生実施計画案の方向性についてというものをもう少し具体的な事業内容を書き加えたということ。それと、これまでの18年度、19年度の事業の進捗状況を加えたもの、そういったものの資料にいたしまして、この実施計画(案)につきましては、事前に各委員にメールで送らせていただいて、ご意見を伺ったところでございます。

それで、各委員からお出しいただいたご意見が資料2-2にまとめております。この中のご意見については、実施計画(案)の本文の修正に関する意見と、大きくもう一つ、その他の意見ということで、実施計画(案)の事業実施に当たっての県に対する要望などの2つにご意見を分けさせていただいております。

それで、それぞれの委員からご説明をいただいた方がよければ、ご説明していただければ。

倉阪委員長：そうですね。意見については、それぞれの委員が今いらっしゃると思いますので、それぞれからお話しいただこうと思います。

それでは、資料2-1のものでございますが、位置づけとしては、それと同じものが次の再生会議には出されるということですね。

三番瀬再生推進室：はい。

倉阪委員長：はい。ただ、この会を開いておりますので、この会の中で具体的にここはこう変えた方がいいだろうと、こういう議論になった場合には、再生会議の場で県の方からその旨ご説明いただくと、こういうような形にさせていただこうと思っております。資料的には、再生会議の委員に対しても、今事前に意見をもらっていて、その文面はその文面でございますので、資料的にはこの文面ですということでございます。

では、資料2-2にまとめていただいておりますけれども、この順番で、まず事前に意見をいただいた方の方から意見をいただいて、それから、事前に出していただいていない方から補足というか、意見をいただいて議論を進めていくと、そういった形にしたいと思います。

それでは、遠藤委員からよろしくをお願いいたします。

遠藤委員：それでは説明させていただきますけれども、前回の会議のまとめとか、あるいは勉強会での大方の流れとほとんど変わらないんですけれども、私がそこに書きましたのは、いわゆるこの会がですね、実現化の試験計画検討委員会として具体的な計画を出していくということについて決めていくということなわけですけれども、この前の勉強会でもそうでしたけども、いろいろな情報をたくさん得てはいるんですけども、それらがどのように生かされるかというようなことを考えますと、まだはっきりしない。

そのはっきりしない理由の1つとしては、例えば干潟をつくるということについては、多様性をここでするというような、いわゆる生態系の保全というような目的もありますでしょうし、あるいは栄養塩を除去するというような意味での水質浄化とか、そういう問題もあるでしょう。それから、いわゆる漁場回復という意味の水産部分の振興を図るとかですね、景観もそうですし。そういうように、具体的な事例がたくさんあるわけで、そのうちのどれを優先するかというようなことがはっきり決まらないうと、この計画が妥当だろう、あるいはこういう形になりますよというのが非常に出しにくい。

特に、過去の経緯として、例えば過去にあった干潟がどういう状況だったかということがまず明確に示されなくちゃいけない。実は、どこへ目標を持っていくかという意味ですね。既にあるものをさらに発展的にするという場合もあるでしょうし、あったものがもうなくなってしまったといった場合に、じゃあどこまで目標を置くのかというようなことでもいいですと、そこが明確になっていないと、ただ干潟をつくれば、いろいろ生態系だとか、いろいろなものが戻ってくるでしょうという程度であるとすれば、具体的に形を非常に決めかねるわけですね。

関連しているような調査結果が出ていますけれども、その調査結果が、現状が把握できていれば、そこを改善しながらやらなきゃいけないという部分もあるでしょうし、いい状態であれば、それをさらにいい方向に持っていくということもあるでしょうけども、そういう現状が明確に報告がなされていないというようなことも含めまして、非常に抽象的な話になっていると。

それから、ちょっと先ほどの関連ですけれども、例えば1-1とか1-2のコメントがあったんですけれども、話を明確にある程度分けていていただきたい。先ほどの結果概要についての説明ということで質問があるかどうかという話だったんですけども、そういうこととほかの話がリンクしてしまっているの、そこをある程度分けて、明確に話を進めていていただきたい、こういうような内容です。

以上です。

倉阪委員長：ありがとうございます。

遠藤さんの方からは、案の中では目的をすごい気にしておられると。生物多様性の保全、栄養塩の改修、漁場再生、景観、いろいろなデータをつくること1つとっても抽象的なので、どういうふうに修正することでもって形が変わってくるだろうと、こういった議論を進めていくべきだと、こういう話と、あと議事の進め方について、ちゃんと話を分けながらやりましょうということでした。

まず、資料2-2に出ている皆さんの方から話を聞いた後で議論をまとめていき



いと思いますので、古川委員にお願いします。

古川委員：私の方、古川ですけれども、この三番瀬の再生実施計画をみて、これは実施計画なわけですから、常に出ている報告書やなんかは、ここで報告されていることを踏まえてということなので、多少ここで、事業内容のところに4行目から書いてあるところで、「現在残る干潟的環境を保全し」というのが1つの目標であろう。それと、「三番瀬の多様な環境再生」をする、これが試みというふうに出ていますけれども、「多様な環境再生」をする、これが2番目の目的であろう。それが、今の具体的な内容としては、干潟的な環境であり、もう少し淡水が入ったから淡水を導入してみようということであり、その背後に湿地があるから湿地を再生しようということでありというふうに書いてあるというふうに読んでいたので、その中でどこまで、また、じゃあやるべき環境としてはこういう種類のものを、こういう種類の生物を何匹ここにすまわせるような干潟をつくりましたらまでは当然具体的に事業内容までは見込めないわけですから、そこら辺の突っ込み方のバランスはあるかと思うんですが、私はそういう前提条件として、計画の中には明確に目的が書かれているのではないかなというふうに感じております。

修正意見として出させていただいたのは、調査期間、調査時期が固定されているようですので、いろんなイベントがその年々で起こる可能性もあるので、調査期間、時期については、いろいろ自由度を高めるような調査にはいかがでしょうかというご意見を出させていただいております。

以上です。

倉阪委員長：ありがとうございます。

それでは、竹川さんお願いします。

竹川委員：ちょっと長くなっちゃいますけども、先ほどの遠藤委員の話と同じですね。この目的について、やはりこの事業は再生実現化ということなんですが、やはり陸と海との自然な連続性として、生態系、生物多様性、海域の生物の浄化力と。それは、大きなやはり源は、目的はその辺にあるのではないかと。そういう意味合いで、遠藤委員のおっしゃったものに同感です。ただ、私の方は、本文の修正に関する意見とありましたので、この計画検討委員会の組織運営の問題が最初の再生会議及び再生実現化検討委員会の意見を踏まえて、これはもし県の委員会であるとすれば、これは当然のことなので、そういうことからして、一応念のために生かす必要があるということだけです。

それから、漁業者、関係機関及び関係機関云々という問題につきましては、今までやはり最初から漁業者の問題と環境団体との問題がいつも鏡になって、その他、議論としても、やはりそういうかたちで位置づけられていますので、この環境団体についてもやはり同じようにここに入れておいていただきたいということです。

それから、実現化検討委員会の開催の問題についても、これは固定してしまいますとなかなか融通がきかなくなるという意味なんです。

それから、いわゆる事前環境調査、ことしの年度内に予定されているようですが、それにつきましては、やはり予算の問題、それから調査の範囲の問題、その他かなり広範な問題につながるような調査にならないと事前調査にならないと思います。した

がって、今までやった、ましてや今回、今度やっていくであろういろんな多面的な調査の成果を織り込まないと、事前調査ないしはそういった施策はできないんじゃないかという趣旨です。

それから、一番最後のほうにですね、アサリの養貝場の現況調査のことがあるんです。これは、ご承知のようにですねに84年にアサリ養貝場ができたんですね。そのときの広さが8.3ヘクタール、11.2万立米砂が盛られているわけですけども、これがずっと年度によって多くなってまいりまして、恐らく現在19ヘクタールぐらいまでになっているんじゃないかと。そうしますと、いわゆる泥干潟と言っているかどうか分かりませんが、要するに浚渫の土砂をあそこに持って行って、干潟の干出域の形成という面から見ますと、かなり大規模な実験になったと思います。したがって、ちよろちよろとした土砂の流入の調査よりも、むしろあそこで今20年間経過しておりますので、あそこでの調査。当初の8.3ヘクタールの、いわゆる漁業関係の関連していない部署がかなりあると思いますので、そういう意味で、あそこでの調査をこの際やった方がよろしいんじゃないかという提案です。

一番最後は、いわゆる淡水の導入に関連した、あまり今まで目をつけられていなかった雨水と地下水の活用ですね。これもかなりの可能性が出てきている状況だと思いますので、この点も調査を始めたらいかがかという提案です。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

細かい修正の話を幾つか出していただいておりますけれども、項目ごとに議論はしていきたいと思います。

まずここで、事業としては、こちらの自然再生というのものもあるわけですけども、まず遠藤先生のは同じ内容ですね。遠藤委員の3ページの意見は、これは既にもう今してもらった発言ですね。

遠藤委員：まあそうですね。

倉阪委員長：そうですね。こちらの3ページの方の3についての議論をあわせて説明していただけますか。

竹川委員：これは、今年度、昨年度の反省から来て、どうしてもやはり海の方が先に進みまして、なかなか陸の場合はいわゆる既存の計画なり許認可関係でおくれていますので、後から聞かされて問題になって前に進まないということになってきますので、できるだけ県の方が協議調整の中に入って、かかわっていただいて、なるべく早く再生会議の方に情報を伝えて、その連携のもとに進めていただきたいという趣旨です。

倉阪委員長：それでは、まずこの三番瀬再生実施計画の方で、県として考えている目的ですね、これは恐らく三番瀬の再生計画の基本計画等が前にあって計画されたものですね。

遠藤委員：文書で出す場合は文書でという話でしたけども、当日文書でなくてもここで話可言えらと。時間の節約のために最小限で説明したんですけども、ほかの委員の方々の意見をまずいただく必要があるでしょう。

倉阪委員長：それでは、ほかの委員の方から2-1について意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

倉阪委員長：それでは、議論の方に入っていきたいと思います。まず、目的についてももう少し明確にしていくべきだという話でございますが、古川委員の方からは、この文章を読むと2つ目的が書いてあるのではないかと。1つが、現在残る干潟的環境を保全するという事。それから、もう一つが三番瀬の多様な環境再生を試みると、こういった大まかなところは書いてあると、こういったご指摘がございました。

それから、私の方からは、この三番瀬再生計画、皆さんのお手元に既に配られている青いファイルに入っているものでございますが、こちらの方で、基本計画がございまして、この基本計画の中で、6ページの再生の目標というのがあるわけでございます。その基本計画をみますと、三番瀬の再生の目標として5つ定められています。1つが生物多様性の回復であり、2つ目が海と陸との連続性の回復、3つ目が環境の持続性及び回復力の確保、4つ目が漁場の生産力の回復、5つ目が人と自然とのふれあいの確保ということで、達成イメージが7ページに掲げられております。

漁場の方は、1960年代という年代もとりあえず、ここではあげています。それから、生物多様性の回復については、「ハマグリ、アオギス、シラウオ等の失われた生物が戻り、多様な水鳥類が安定して飛来できる」、こういうような達成イメージが書かれております。

この20年度の実施計画は、この基本計画、これを具体化する意味で事業計画が19年の2月に定められていまして、この事業計画で出ている項目を年度ごとにどういうふうに進めていったらいいのか、こういう形でしています。

遠藤委員ご指摘のように、優先順位はまだ明確ではないです。ただ、カバーされている範囲としては、この基本計画に書かれているかなというふうに思います。

さらにここ、この段階で具体化するかどうかということについて議論をしていただきたいんですが。

上野委員：私も、遠藤委員の目的が不明確というのはちょっと当てはまらないかなと思うんですが、具体的に、もし試験的にやってみていけば、もっと絞り込んでいく必要があるんだろうかと思うんです。余りにもここに書かれている、今倉阪委員長がご指摘の6ページは、また7ページ、生物の目標ですね、余りにも漠然とし過ぎているようなものがあって、もし試験的に再生計画を進めるのであれば、その目標とする生物種だとか、それとか目標とする、例えば干潟的環境ですね、そういうものを明確にしていくということが必要なのか、絞り込んでいくことが必要なのか、具体的なことが必要なのかと思います。

それで、目標これ、5つございますけれども、どうせ夢というか、私なんかはやはり市民的な立場からいうと、自然と触れ合いたい、水辺環境をつくりたい、これが第一の優先順位になるんですけども、専門家の方、それからいるんな方がやっぱり漁場関係であったりと、違うものが出てくるんですけども、そこはやはりきちんと整合をつけていく、優先順位をどういうふうにつけていくかというのがこの検討委員会に課せられた仕事ではないかなというふうに思います。

倉阪委員長：ありがとうございました。

試験の目的はもう少し絞り込むべきだといった議論でございました。

はい、どうぞ。

竹川委員：目的を、ここは再生実施計画ということ、計画についての見解で、その中にこういう項目があるわけですので、試験に限定をした目的ということだけでなく、再生実現化の目的ということがやはり中心に据わるのではないかなと。

それで、先ほどの6つもそういう意味で、再生実現化につながらない目的のための調査試験というのは余り意味がない。そういうことを全体にしまして、今この3つの事業を進めるについて、やはりいろんな今の土砂の供給問題にいたしましても、いろんなやはり問題が、詰めなければならない問題があると。そんな、若干県の中の会議ということで気安く話していただければと思うんですが、やっぱりそういった目的につながる土砂の供給というのはどういうことなんだろうかということで、例えば供給の必要性ということでいえば、あの前の河口域の土砂の動きが今はどうなっているんだろうか。ましてやこの間の台風9号で恐らく何万トンぐらいのかなりの土砂が入っています。そういう大量供給された土砂の動きが現在どうなっているか、今後どういうふうに動くだろうかというふうな問題。

それから、先ほど言いました行徳湿地の水の道をつけるということとか、河川間の問題、これは土砂の供給と結びつけて今まで論議されてきているんですが、そういったもの、自然の形で自然のシステムとしての土砂の供給問題との検討が1つあると。

それから、先ほど言いました養貝場なんかは、非常に大量の土砂の供給があって、ああいうふうに倍以上の大きさに拡大をしているんであると思います。そんなことと、もう一つ、土砂の供給の中にやはり生態系にプラスするという発想があります。新しい生態系ができるんじゃないかと。そうしますと、今ある干出域は浄化力なり、生物の浄化の検討等も当然前提として、それを踏まえた上での土砂供給、淡水供給ということ論議しないと、どうしても目的が試験と限定されて、肝心の目的につながっていかないという、非常に不十分な形で進行してしまう懸念が大いにあるということです。

倉阪委員長：はい。

一応議論として、まずこの文章表現ですね。平成20年度三番瀬再生実施計画(案)の、その表現をどういうふうに変えたら今のところは合意ができるんであるかと、そういう観点で検討をしていただければと思います。

それで、例えば目的をもう少し明確にしながらこれを検討すべきであるということであれば、そういうふうにご計画(案)の中に書き込んでいくと。今この数時間で目的が合意ができるかと、そうではないわけですので、この次の再生計画で議論する際に、この委員会が開かれて、委員の中の議論を踏まえて、もう少し検討するだけじゃなくて、目的を明確にしながら検討しましょうというふうになりますと、こんな感じで文章を変えていくと。それで、この場では、20年度の実施計画の方向性について議論して、中身まで議論していくと、それは時間が足りませんので、そういうスタンスでこの文章を見ていきます。

文章を若干、余りいい文章ではないんですけども、特に「そこで」のところは一文で書いてしまっていて、なかなか手を入れようと思ったらもともとの文章が……。 「てにをは」の手を入れたいなと思い始めて見ていたんですけども、今の議論をこの文章に反映させるためにどうすればいいかということですが、初めの「現在残る干

潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため」ぐらいの、そんな書き出しにすれば、大まかな目的というのがここでは見えてくるわけですが、ため、事業内容の5行目ですね、「三番瀬の多様な環境再生の試みとして」とつなげているのを、「三番瀬の多様な環境再生を試みるため」でポツでつなげて、「実施の目的を明確にし」とかを入れるのかな、あるいは「試験の目的を明確にしつつ、干潟的環境形成の試験及び淡水導入の試験の内容を検討」……、これは長いですね。どこかで切りましょう。「目的を明確にしつつ、干潟環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の内容を」、「試験計画の策定」というのは目的にありますので、「試験計画を策定します」。試験計画、モニタリングもやる。

そうすると、もう一度この「そこで」の後を読み上げますと、「そこで、現在残る干潟環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため、実施の目的を明確にしつつ、干潟環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の計画とモニタリング計画を策定します」と。「その際、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえ、その際、踏まえるとともに、事前環境調査を実施するとともに、協議を行います」。1、2、3、4で書いてあるから、そんな前のところでうだうだ書かなくてもいいような気がするんですよ。以下のことをやりますのでと書けばいいのでは。

遠藤委員：ちょっと私。

倉阪委員長：はい。

遠藤委員：私が必ずしもネガティブなことを言っていると思っではないんですけども、実は、ここに今も、先ほどもご指摘のあった資料の中の基本計画の中の再生の目標と書いていますよね。つまり、目標と目的を明確に分けなきゃいけないんですよ。それを実施することによって目標が達成されるわけですね。そういう意味で、目標と目的がごっちゃ交ぜなんです。特に目標については、絶対的な目標というのは持ってなくちゃいけないんです。それは、護岸検討委員会でも言ってきましたけども、要するに、三番瀬再生会議が大きな目標を持ってなくしたら、この会が、少なくともこの会の範囲の中で目標を設ける。具体的に、やはりどういうことかということ、理想とするのは何かということです。どういうものが必要なのか。それを定量的に、あるいは定性的に明確にしなければいけないということ。ですから、幾らこれ、文章を練っても、そういうことをするのかしないのかということに最後はなってしまう。

ですから、これで大事なのは、こういうことをやっていくのに、やはりある程度定量的でしかも定性的な理想を掲げると。それを実施に向けるときに、現実とあわせながらどのように修正していくかということなんですね。そこが明確になっていないというのはそういう意味なんです。

ですから、例えばこの生物多様性の回復ということの主眼に置くのか、例えば人と自然のふれあいの確保を優先するのか、あるいは生産力の回復というようなこともあるわけですけども、それに対するパイロット計画的なものをここはつくろうとしているわけですよ。ですから、もう少し具体的にしないと、我々工学的な立場で言うと、形が決めようがないということです。何か目的を明確にしないと規模も決まらない。でも、2つ追っかけようとするのであれば、2つ計画を立てるということも可能なわけですね。そういう意味で。

古川委員：申しわけありません。

倉阪委員長：どうぞ。

古川委員：遠藤委員の姿勢はよくわかりました。そうだとすると、私はこのままで残していかないと考えているんです。ここにはまだ、だれが目標を明確にするのかというところまで書いていないので、この2の試験計画及びモニタリング計画の策定。計画を策定する中で、我々が議論をして決めていける余地が残されている。もしここにこういう目的がありますと言われたら、生物多様性で干潟を再生しますと言われたら、一生涯懸命生物多様性を再現する実験をしようかということを考えないといけないんですが、現場のところでやろうと思ったら、実はそういう実験がやりにくいとか、影響させないということになったら、ほぼ実験がその目的を、じゃあその実験が場所としてはこういう実験がやりやすいよねということを変えてでも、やった方が得るものがあるわけですら、私は実験をやるべきだと思っております。そういった意味では、この基本計画の策定の中に大きな目標と、具体化するときの目的を設定するというものも読めれば自由度が上がる。そして、どっちかが決めないと話が進まないの、実際に実験の規模だとか、どういう形でやるかとかというのを決めて、この検討会の方でまず、こういう目標と目的でこういう実験ができそうですがということを県を通して再生会議の方に提示していただいて、そのときにもっと大きな、背後ではもっと大きなこういう目標があるから、この点では不十分だよというようなフィードバックをいただく、そういう取り組みの仕方ではいかがかなというふうに考えます。

遠藤委員：全く実は同感なんです。と、いいますのは、あることをやるだけで、そのことがなされるわけじゃないんですね。非常に複合的なんです。ですから、例えば多様性をやりましょうということである計画を立てていったときに、例えば別の目的に当然関連してきます。ですから、そこである仮定を立てて、こんなことをやったらどうだろうかというようなことを煮詰めていきながら、それに関連して、どういうことが関連してくるかということによって、おのずから計画は変わってくる。また、2つ、3つの要素を組み込んだ形の計画ができるわけですね。ですから、ある特定のものだけをやるんだということではない。ただ、プロセスとしてやるというのを決めた上で、じゃあそれをやることによって何が出てくるかというようなことに関連して、いや、そういうことならば、淡水導入も必要だよという議論が出てきたり、あるいはそれより効果が出てくるというようなことがあれば、それを織り込めばいいわけです。ですから、言っていることは全く同じと私は思っているんです。

倉阪委員長：試験をやる際に、目標ですね、目的ではなくて目標を明確にしてやるべきだと。その目標について、この検討委員会でちゃんと議論していくべきだと。その考えは恐らく共通ではないかと思えます。何かやる際には、何のためにこれをやるのか、何を目指してやるのかというのを明らかにしながら立案をしていくということですので、これがわかるようにこの文章は書いているということでもよろしいでしょうか。

遠藤委員：すみません。

倉阪委員長：はい。

遠藤委員：ちょっと県の方へ伺いたいのは、例えばここは、いわゆる再生実現化の試験計画等計画委員会ということで、どこまでやるのかということなんですけれども、大きく

言うと、三番瀬再生に絡んで、いわゆる親委員会の方が大きなビジョンといいますか、描いたものが明確に見えないわけですね。そういう中で議論していくからこういうことが繰り返されるんだと思うんですけどね。例えば護岸でも、断面が決まってしまうばもう何も言うことないというところまでいくわけですけども、決まっていないところへ持っていったらいろんなことを議論してくださいという形があったので、もちろんそういうことは大事だとは思いますが。だからこの会は、例えば親委員会が方針を決めていないからこれは決められないんだというスタンスなのか、あるいはここで合意が得られればそれをどんどん増進していきますよということなのか、その辺ちょっと明確に。

倉阪委員長：お願いします。

三番瀬再生推進室：今の遠藤委員のご質問ですけども、私どもが考えているのは、やはりこの検討委員会の中でそういったものをいろいろご議論いただいた上で再生会議の方に提案していくと、そういうような形で進められたらなというふうに考えております。ですから、再生会議にも当然報告するなり提案するなりして、再生会議の意見もいただかなければいけないんですけども、再生会議から出ないから何もできないということじゃなくて、この中に再生会議の委員さんがかなり入っていただいているというのも、そういったことも踏まえてやはりいろいろ考えていただきたいということもあってそういう形になっておりますので、こちらの検討委員会の中でいろいろそういったものをご検討いただいた上で再生会議の方に提案していくと。それでまたご意見を再生会議の中でいただいて、考え直す必要があれば考え直すと、そういうような形で進めていただければというふうに考えております。

倉阪委員長：それでは、ちょっと文章を、文章の話にして申しわけございませんが、とりあえずこれ、文章を決めないといけませんので。

文章については、例えば、「そこで」以下のところを以下のように修正をしたらどうかというご提案をさせていただきたいと思えます。「そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため、目標を明確にしつつ、干潟環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の計画並びにモニタリング計画を策定します」。そこで一たん切りまして、「その際、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえるとともに、事前環境調査、漁業者、関係機関等との協議などを進めます」と。今のは、竹川さんの意見はまだ入れていません。まだ入れていない段階で、ベースとしてちょっと今のように、目標の議論を踏まえて、目標を明確にするというのを書き加える意味でちょっと文章を整備させていただいたんですけども。

目標の議論については、今具体的にありましたように、この委員会で具体的に明確にしながら目標とともに提案をしていくと。それをまた再生会議などでも議論をしていくと、こういった形になっていくと思えますが、とりあえず20年度の実施計画(案)としては、「目標を明確にし」という一文を入れさせていただきました。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

横山委員：何か、「目標を明確にし」というのは、目標を明確にしない事業というのはあり得ないと思えますので、そんなことを書きちゃうと何か県をばかにしているような気が

しますので、ここに再生の目標というのがありますから、この再生の目標を良く踏まえるとか、基本計画の再生目標を踏まえつつとか、そういう表現の方が何かいいんじゃないかと思いますね。

遠藤委員：むしろ、こういう基本計画はもうでき上がっているわけですよね。ですから、その中での話なんで、もっと具体化しなきゃいけないということだと思うんですね。もう大命題だって決まっているわけですから。それを具体的にどうするかと。ですから、例えば1つのことが決まったとしても、多分これはなかなか決まらないと思います。なんだって、要素がいっぱいありますから。ですから、その漁場再生に向けて何かやろうとするには、貧酸素状態を変えるとか、いろんなことが出てくる。そのためにはじゃあどうしたらいいかというようなことで、具体的には覆砂をする必要があるとか、あるいはそういう場所があるとか、あるいはそれにしても、どこが適した場所なのかと。そういう意味で、その適した場所を選ぶにしても、現状はどこまで把握されているかということで申し上げているわけですね。ですから、今お話しのように、これはもう大命題がありますから、もうちょっと具体的にじゃないかと思います。

倉阪委員長：例えば、その試験の目標を明確にすると。そうすることによって、試験をやる目標というのが、これも当たり前といえば当たり前ですけども、議論が出てきますのでこの計画についてはそういう試験についても、個別の試験ごとに検討しながらやっていく、こういったことをやっています。

上野委員：今、そのペーパーだけのことをお話ししていると解釈してよろしいんですかね。いわゆる基本計画、事業計画を通して、3番目に実施計画というのがあるんですね。そこにはもうきちんと書かれているんです、今の具体的なことをやりましょうというのが、この3番目に。ですから、このペーパーだけに関してということが今の議論というふうに解釈してよろしいんですね。

倉阪委員長：このペーパーをどういうふうに直せば今の議論が反映されるのかというところ  
です。

上野委員：この19年度の中に完全に具体化していきましょうというのは3番目にあるんですね。

倉阪委員長：19年度の……。

上野委員：19年度の三番瀬再生実施計画。その上段の上書きの部分で具体的にしていましようという部分が、こちらの青いファイルの中に入っていますので、そこにきちんと書かれているんです。

倉阪委員長：これの20年度をつくるわけですけども、特にこの試験を検討すると。試験計画を策定するに当たって、ここの試験というのは何の目標でやるのかというのを明確にしながら円卓会議に提案をしていく。

上野委員：20年度版を今という形でいいんですね。

倉阪委員長：そうですね。

上野委員：いいんですね。そういう形で。

倉阪委員長：はい。

それでは、次に竹川委員、あるいは古川委員の方からの提案について、反映をできるかどうかということで検討していきたいと思います。



まず、古川委員の方から、事前環境調査について、自由度を持ったらいいいんじゃないかと、そこら辺については県の方はどうお感じですか。

三番瀬再生推進室：現在、県の考えとしましては、平成19年度に当期の事前環境調査、できればですけども、やって、来年度、春、夏、秋ということで考えているんですけども、それ以外にイベント等、追加調査がある場合に対応するのかどうかというお話だと思うんですけども、現在のところ、なかなかすぐにやりますとはちょっと言えない状況だと思うんですけども、できる限り、予算がこれからどうなるのかわかりませんが、予算のやりくりの中で対応できるものについては対応していきたいというふうに考えます。

倉阪委員長：例えば、春季、夏季、秋季等ぐらい入れておいて、予算、必要に応じて動けるようにするということがですか。

三番瀬再生推進室：はい、わかりました。それで対応します。

倉阪委員長：はい。趣旨はイベントのときの必要に応じて、予算の範囲内でやりくりしてやるということです。

それから、竹川委員の方のご意見でございますが、再生会議を入れるということですが、これは、そもそもの全体の流れからいって、県の事業実施計画全体について、再生会議の意見も踏まえた形で決めていくということなので、ここだけ書くとちょっと突出するかなど。ほかの事業もみんな同じなので、ここだけちょっと、ほかのやつも再生会議、みんな書かないといけないということになりはしないかと思うんですが、竹川さんはいかがですか。

竹川委員：これは、個別検討会議ですね、実現化検討委員会のほかにも護岸その他のがございますが、それはもう設置要綱の中に再生会議と連携して、漁場の場合もそういうのが入っているわけですね。したがって、そこに書いておけば全体連携できるんですが、そこにはないものですから、あえてこうやって。

倉阪委員長：これは、前回の議論があるので、再生会議と、当然こちらで決めたものが再生会議の意見も聞かずに県が実施というようなことじゃないということで否定されたと思うんですが。

竹川委員：それでも、先ほども委員からのお話ございましたように、親委員会と、親委員会という話がございますですね。やっぱりそれは意識しているから、そういう親委員会の方に提案をするという形でごもっとも思うんですね。したがって、県の会議であるから県を通して、県の意見としてそれを伝えてもらうという形でなくて、やっぱりそういう若干あいまい性がありますので、ここに入れておくか、ないしは設置要綱の中に入れておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

倉阪委員長：ここに入れると、先ほど申し上げましたように、いろんな事業があって、すべての事業について再生会議を入れ込んでいかないとおかしい形なので、この中には多分入らないと思います。

それで、設置要綱に入れるとなると、前回の話をぶり返す話になりますので、そこは連携を当然とっていくという県の回答があって、それで前に進んだ話かなと思うんですが、ここは再生会議を入れなくても、当然再生会議の意見が聞かれるということでご理解いただくと。

竹川委員：その点は、議事録の中にきちっと明確にしておいていただければ結構かと思いますが。

倉阪委員長：一言県から。

三番瀬再生推進室：それでは、三番瀬再生室の佐藤でございます。

今、倉阪委員長がおっしゃられたとおり、この委員会については、個別の検討委員会の設置に係る基本的な考え方について設置させていただいた検討委員会でございます。この基本的な考え方の中で、当然三番瀬再生会議との連携を密にしながら進めるということも書いてございますし、そのためにこの委員会に再生会議から多くの委員さんが委員として加わっていただいております。また、この検討委員会での検討結果等については、再生会議にも随時説明、あるいは報告させていただいた上でまたご意見をいただくことになっておりますので、先ほどから竹川委員がおっしゃられていることについては特に文章にしなくても、当然この個別の委員会として設置されたということで、十分に確保されているものと考えております。

倉阪委員長：今、明確な答弁をいただきましたので、前に進ませていただきたいと思います。

それでは次に、環境団体と特出しをして協議対象に加えてほしいということでございますけれど、県の方はどういう感じでしょうか。

三番瀬再生推進室：この文章の中で協議の対象としているとか、「漁業者、関係機関等」ということになっておるわけですが、ここでの協議の相手としましては、さまざまな法令に基づく許認可権者ですとか、漁業権を持っている漁業協同組合、あるいはその事業を考える場所が、土地所有者の方がいらっしゃるようであれば、その土地所有者の方、そういう方たちと法令等に基づいた協議をすることを記述しておりますので、直接法令等に基づくものじゃないものについては記載しないでおきたいというふうに考えております。

ただ、それ以外の環境保護団体等につきましても、この検討委員会でご意見をいただいたり、いろいろな場でそういうご意見をいただく機会がございますので、そういったご意見についてもいろいろ踏まえて進めていきたいと考えております。

倉阪委員長：ここは、その権利との調整であると、こういうような位置づけであると。ただ、これは再生計画の基本計画の9ページにも書いてありますように、「三番瀬の再生に当たっては、行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業者等、三番瀬に関わりのある様々な主体と、適切な分担のもとに協働して取り組みます」と、こういう形で権利を持っている、持っていないにかかわらず、関係者と一緒になって進めていくんだということが明記されております。ですから、そういった考え方は、当然別の議論にかかわってくる、こういうふうに思います。

この検討委員会、実現化検討委員会自体公開でやってきておりますし、その中に環境団体の方も加わっていただいているということでございますので、ここは権利を持つ者との調整ということで4番が入っていると、そういうふうにご理解をいただきたいと思いますがどうでしょうか。

竹川委員：文句が入っていればいいんじゃないかと思いますが。

倉阪委員長：このままでだめ？

じゃあ次に、検討委員会の回数を4回に固定しなくていいんじゃないかと、私もそ

う思いますので、これは4回を取ったらいいんじゃないでしょうか。

三番瀬再生推進室：そうさせていただきます。

倉阪委員長：じゃあ、1のところは竹川さんの意見を入れて、必要に応じて開催とも書かずに4回というのを取るということでよろしいでしょうか。

三番瀬再生推進室：はい。

倉阪委員長：それで、事前環境調査のところで、「国、県、市民などが実施した調査の成果を十分活用する」、これは事前環境調査の進め方に当たることなんで、これは当然そういう形にしていくという了解で、ここを文章にするとまた長くなりますので、これについて反対は多分なかろうかと思いますが、入れないけれども、考え方としてはそうだと、そういう確認をして前に進めたいんですけども、そういう方向でよろしいでしょうか。

竹川委員：できれば、「多面的な」とか、そういうことで、要するに今までの護岸ではございませんが、かなりやっぱり絞られて、スポット的な感覚で行われている。しかも、今回は事前調査も相当期間が長くなって、広範なものになると思うんですね。そういうのはやはりあらかじめ想定して予算その他必要だと思いますので、「多面的な」ぐらいは入れておいていただければと思います。

倉阪委員長：この、従来、ほかの人がやった調査の結果を十分に活用するという話と調査を多面的にするという話はちょっと意見が違うんですけども。

竹川委員：ここの理由の方に若干ありますが……。

倉阪委員長：いろんな、ほかの人がやった多面的な調査の成果を織り込んで考えるという……。

竹川委員：それと両方ですね。その調査自体がやっぱり多面的な調査をしなくてはいけないですし、またデータの的にもそういうものを十分に活用しなければオーケーできないんじゃないかと思います。

倉阪委員長：じゃあここで、事前環境調査をやるということしかここは書いてませんので、これの進め方については、その委員会の中でも具体的にどういう形で進めるのかというのを報告を受けながらやっていくと。そういう中でご意見をいただくということで。

竹川委員：よくしていただければ。

倉阪委員長：はい。それでは……。

遠藤委員：ちょっといいですか。

倉阪委員長：はい。

遠藤委員：何かやるためにまた事前環境調査をするというふうに伺えるんですけども、既に今日に至るまで、いろいろな調査をしてきているんじゃないですか。そういうのはないんでしょうか。

倉阪委員長：これは、19年度の事前環境調査、当期の春季、夏季、秋季までということではないかと思うんですが。

三番瀬再生推進室：これまで、全般的な海域ですとか、そういうような環境調査は行われていると思いますけれども、例えば県の方で昨年度の調査報告として提案いただいております猫実川の中での環境調査ですとか、また塩浜の護岸の前面、ある程度狭い範囲での環境調査というのは余りやられていないので、県としては事前にやった上で、そ

の後例えば試験をやってどういうふうに変化したと、そういうようなことを追いたいというふうに考えております。

遠藤委員：それはもっともだと思いますけれども、ただ、今までの調査というか、県がやってきたものの中で、大体どこまでは、あるいはこの辺までわかっていると、こういう点が抜けているというところが明確じゃないと、同じことを繰り返したり、あるいはいわゆる予算が限られているわけですから、集中的にやるというようなことを考えた場合ですね。そういう意味で、今まではどの程度までわかっているかということがはっきりしていないといけないんじゃないですかね。

竹川委員：今の件ですが、当然やるべきものがやられていないという問題があるんですね。それで、例の台風9号のあれにしても、どういうふうにシルト粘土分が動いていくかというのは、国交省調査のポイントからしますと、やはり塩浜2、3丁目の前のいわゆる猫実川河口域の方については余りやられていないんです。ですから、そういう相当の量が入っているんですが。

あるいは、さっき言っておりますように、塩浜2丁目目の大きな干出域について、そこは大変生物多様性の面からの評価がきちんと書き込まれてはいますけれども、そこもいわゆる泥干潟の調査についても不十分です。

それからまた、昨年度やりました調査報告書につきましても、三番瀬における生物の浄化力、これが大きな種目が入っていませんので、出ていません。ですから、そういうふうなこと。それから、さっき言いました養貝場の件ですね。これも調査できていません。ですから、そういう、ほかにもございますけれども、今まで当然やっていなくてはならないんだけれども、今この試験の前に問題、その前の状況が把握されていないために、恐らくこれはモニタリングも試験計画の中できちんと出てこないんじゃないかという懸念があるんです。そういう懸念を申し上げているんですか。

倉阪委員長：竹川さんの意見は、再生、特にここで言うと、干潟的環境形成、淡水導入に関連する別の調査を若干仕組んで状況を把握した方がいいところがあるんじゃないかと、特に養貝場であるとかそういったところは、ここの検討をするに当たって、ちょっと絞った調査を仕掛けた方がいいんじゃないか。それを、来年度の計画に読めるようにしておいた方がいいんじゃないかと、そういう提案というふうな受けとめているんですけれども、これは県はいかがでしょうか。

三番瀬再生推進室：三番瀬の佐藤でございます。

竹川委員が言われている人工干潟、養貝場の調査でございますけれども、ちょっと具体的にどのような調査をやるべきかということとはわかりませんが、県といたしましては、具体的にこの事業計画の中で位置づけられている干潟的環境形成のための試験、あるいは淡水導入のための試験について、どういうふうに試験をやればそういったものが試験としてできるのかということを検討するということになっておりますので、どこまで言われているところの調査が、その具体的な試験計画をつくるのに当たって必要なものかというのがちょっとわかりませんが、私の個人的に受けた感じでは、ちょっと海域も少し離れておりますし、具体的にそういったものまで手を広げると、具体的なその試験計画の検討には余り資するところがなく、やった方がいいのは間違いないんですけれども、手を広げてしまうと、具体的な試験計画の

検討のために必要なデータを集めるというよりは、もう少し全般的なそういったデータを集めることになって、余り費用対効果等を考えると、なかなかちょっとそこまで、県の今の状況だとできないのかなと思います。

倉阪委員長：養貝場などは、竹川さんもさっきもおっしゃいましたけれども、壮大な実験をやったということに受けとめることもできるわけですね。土砂を入れて、それで人工的に干潟をつくって、その環境がある程度良好なもので定着しているということであれば、ああいった形のをやっていく、その意味というのは逆にいろんな人にわかりやすくなるというふうにも思うんですけども。

歌代委員：業者はそこをやってんじゃないかしら。

倉阪委員長：だから、調査といってもいろんなやり方があって、聞き取り調査もあると思うし。

歌代委員：そう。必要があればやるということぐらいで。

倉阪委員長：地形でどのくらい水が動いているとかそういうのもあると思いますし、いろんなレベルがあると思います。

三番瀬再生推進室：今、歌代委員からも意見がございましたけれども、実際の現地の調査をするということではなく、関係されている漁協の方にいろいろお話を聞きに行って、ある程度そういうデータ、データという形になるのかわかりませんが、情報収集に努めたいと思います。それで、生かせるものについては生かしていきたいと思います。

倉阪委員長：多分、これまでのいろんな調査でも、鳥の採餌場になっているんですね。そういったものもあったかと思いますが、関連する情報を集めていけばそれなりのものができ上がると。お金を改めてかけてやらなくても、ある程度の情報は集まってくるかなというふうには思います。

ここの事業計画の方の書き方ですけども、どうでしょうか。事前環境調査等の実施、「等」を入れてしまう。議論の中身を反映させるということで、このままだと19年度にやった事前環境調査、これのまた延長にしか見えないので、ちょっと「等」を入れて、今の議論も対応できるように、議事録に残しておきながら「等」を入れるということで前に進んでよろしいでしょうか。では、前に進みたいと思います。

それで、じゃあこの具体的にどういう調査が必要かという議論はこの場でまだ詰められるようなものではないと思いますので、今のところは「等」の中にみんな思いを込めていただければというふうに思います。

遠藤委員：ちょっといいですか。

倉阪委員長：はい。

遠藤委員：今に関連しまして、余り同じこと繰り返してもしょうがないんですけども、いわゆるこの辺までのデータはありますと。あるいは、環境団体も調査しているデータがあるわけですね。あるいは、調査に関するマニュアルもある程度出てきて、素人の人がやる場合でも、これに沿ってやれば共通なデータになり得るところまで来ているわけですね。ですから、こういうふうにかかれると、また新たな目的のために別な調査をやるみたいになってくるので、やはり見聞調査でも、あるいはこの調査でも構わないんですけども、どういうところまでわかっているのかということが出

てこないんで、何をやるんだらうかということになるわけです。

恐らく漁業者の方々は、それこそ深さであれ、何であれ、流れであれ、みんな知っているはずですよ。我々、現地に行ったときには、必ず漁業組合の方々にお会いするわけですが、調べるよりも聞いた方が100倍も情報が入ってきますのでね。そういうものがあるはずなので、そういうものをどこか整備して、この辺までわかっているというのが出てこないと、何をやるんだらうかということになってしまうんじゃないかと思うんですね。

その辺、ですからぜひ調べたもの、役立たないといいますが、従来の調べる目的が違うんで、ここでは余り使えないという結果があったとしたら、それはそれでやむを得ないと思いますしね。ただ、わかっているものもあるだろうと思います。

倉阪委員長：今後の方針のコメントをいただいたということでございます。

それで、あと裏の方の自然再生の方でございますが、竹川委員の方から、この再生会議との早期情報交換などというのが入っておりますが、ここも再生会議の出るのがいびつな形になりますので、ご指摘もあったということで、地元の方との調整を進めながら、自然再生の方ですね、湿地再生の方もおくれないように進めていくと。相手のある話なので、ここはこれが、結果どうかは今はまだどうかわからないと思いますけれども、できる限り早く提供していくと、こういう要望をここで確認して、文章としてはこのまま進めていきたいんですけども、そういったまとめでよろしいでしょうか。

竹川委員：また再生会議で。

倉阪委員長：はい。じゃあご協力ありがとうございました。

20年度の実施計画の案については、若干1節の1、2のところでは修正をすることをお願いすることになりますけれども、その方向でご説明を次の再生会議にさせていただければと思います。

### **(3) 干潟的環境(干出域等)形成、淡水導入および自然再生(湿地再生)について(意見交換)**

それでは、次の議事の方にまいりたいと思います。

次の議事は、議題(3)でございます。干潟的環境形成、淡水導入及び自然再生について。この議題につきまして、事務局の方から事前に意見をいただいた結果、資料の3にまとめているようなご意見をいただいております。それぞれ出していただいた委員の方からご説明をいただいた後、ほかの委員からの意見をいただいて、意見交換を進めてまいりたいと思います。

それでは、古川委員からお願いします。

古川委員：国総研の古川です。

干潟の形成に関する意見と淡水導入とでそれぞれ意見を出させていただいております。この一番最初に当たって、中身は読んでいただければと思うんですけど、先ほど来

お話のあった、どういう目標を立ててどういう目的の実験をするかというところの背景をそれぞれご説明したいと思います。

干潟的環境につきましては、目標としては、先ほどお話があった養貝場のような大きな自然再生というようなことよりは、まず今三番瀬で最初に実施される可能性の高い護岸付近での小規模な干潟再生というようなところをターゲットに置いた実験と思っております。そういう、小さな干潟環境の創出の中でどれだけ生物の多様性をふやせるかというのを目標にした実験にはいかがかということで、具体的な目標は書いてありますけれども、小さなところに写真がありますように、箱のような中に砂なり土砂なり、そういったような材料を入れて実験するというようなことではいかがでしょうかというご提案です。

余り多くの分量をいっぱいやるというよりは、1つ1つ確認するということで、絞った状態からスタートとして、不都合が生じたときに少しずつ修正しながら実験条件をその時点でふやす。最初にメニューをたくさん広げて実験をさせないというようなところがポイントとしてあるかなと思っております。

2つ目の淡水導入に関してですけれども、これもおよその実験の規模として、猫実川から出てくる淡水で三番瀬の中の海水の循環、河口循環みたいな、そういう大きな循環流という変化が起こるような実験をするということではなかろうというふうに考えています。ただ、限られた川の中の、特に表層を中心に淡水が入ってくるということになりますから、そういう淡水状況になるまでの自然再生のメニューづくりと絡んで、例えば猫実の上流側の水路部のところ、川の名前はちょっとわかりませんが、そういうところの状況を載せてますが、ごらんになっているところに、段になっているところに植物が入っておったり、直立の壁、これは今だいたい鋼管のものが、矢板のようなものが入っていて、何も生物が息できないようになってしまっていますが、こういうところをもう少し手を加えていったら、落ち着いて息できるような、生き物がすめるんじゃないかと、そういう自然再生のメニューづくりという目で淡水導入の実験を進めていかれたらいかがかなというふうに考えてみました。

最後の湿地再生に関することについては、陸上の湿地を再生するに当たって、パイプで外海水から潮汐流を呼び込んで自然再生をするというのが実は今アメリカですごくはやっています、一番最初にやったものがもう20年ぐらい前からのものがありまして、また、例えば先月完成したばかりなような、ありとあらゆる規模の実験が行われていて、端的に言うと、うまく海水を入れて潮汐が入ってくれば、それだけ湿地の生物多様性が高くなりますよということ、経験上いろんなところでも実績があります。

これは、さきの勉強会で成功事例だとか失敗事例を集めて、目的を絞って見るといよいよねというお話がありましたけれども、そういう目で、今ある事例を整理するということはできるのかなと思います。そうしますと、あの場所で市川市の期待の持たれている場所に放り込んで湿地に再生して、そこにどれぐらいの海水を流したらいいだろうか。事前検討は十分検討ができる状況にあるのかなと思っています。そういう意味で言ったわけですけど、クリーク等を作って、砂をうまくおいて成長される面積を最大限有効に活用するような、広い面積の干潟にして利用するようなことが実験と

してはできるのではないかなと思っております。

それでも、実験のイメージを写真とそこでつけさせていただいておりますが、3つの実験についての意見ということです。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、上野さん、お願いします。

上野委員：私もこの意見、古川さんのを見て、実は私もまるで同じことをずっと考えてたんです。これならこの小さい干潟の実験なら、本当に環境学習として最適ではないかなということで、実はこの夏も神奈川の水産技術試験場の工藤先生を浦安にお呼びして、その藻場とともに勉強会を開いて私どもも勉強したんです。その中でやはりいろんな意見が出て、導水管の中に牡蠣がいっぱいこびりついて、なかなか結構大変だよというような意見もいただいたりして、これなら浦安、市川ともに面積的に十分できるものであり、環境学習としても最適なもの、それで干潟というものはどういうものであるかという勉強をするものについては最適であるなというものを実感として受けたわけであります。

そういう形のものとは別に、今、市川の前面に砂を入れてというようなことをするような文面に私は読めたわけなんで、それをもしやるのであれば十分に注意していただきたいなというものがあります。

それと、砂を置くだけではやはり定着しないということで、きちんとした選定などを設けなければやれない。先ほどもずっと出ていますけれども、やっぱり目標、それから目的、きちんとした形のものに実験を行うべきだと思います。やるのであれば、失敗を恐れずにやっていくということも大事ですけども、やはりきちんとしたものを、砂に色をつけて流すというようなものとは違うわけですし、きちんとした目標生物もちゃんと把握して、先ほどから出ています目標と目的という部分ですね、そういうものだと思います。

あとは、牡蠣礁の部分なんですけれども、これ、浦安の漁民に聞くと、元漁民ですね、牡蠣礁が起るときはやっぱり水が悪いといった部分で、底地というか、砂の部分も相当やられてしまうと、生息できないという形があるようです。この牡蠣礁については本当に議論を進めてほしいなという部分ですね。そういうものがあります。それから、場所も前回のこの検討委員会で市川側に決まったのかということで、委員長がそうではないということでありましたので、ぜひとも浦安側をお願いしたいと。浦安側も結構データがそろっておりますので。

例えば、アサリの稚貝に関しても、500～1000は30センチ掛ける30センチの中にあるわけなんです。昔から浦安というところは稚貝が付きやすいところなんです。成貝としてはなかなか育っていかない。そういうのがやはり1つの目的、目標としてやっていく部分があるんだろうと思うんです。それも、どうしてやっていったらアサリの稚貝が大きく育っていくかという方向性をモニタリングしながらやるというのは、本当に大きな知見的なものがあると思います。

あと、藻場ですね。浦安はやっぱりいろいろ見ていると、車エビが出てきたり、サンショウエビが出てきたり、生息的に非常にいいものがございまして、やはりこれからそれをどういうふうにしていくかというのがやはり再生の大きな目標だと思うんです。



よ。新たにつくるというのもまた1つ、先ほどの陸地につくるというのも1つ、どういものがつくかというのも1つですけれども、今あるものをさらによくしていくというのも目的だと思うんです、三番瀬の再生にですね。

あと、淡水導入なんですけども、今ほとんど放水路、江戸川のところは閉ざされているわけなんで、かろうじて猫実川、それを導水管によって引っ張っているんですけども、それをさらに大きくしていく、いわゆる生活雑排水が来ていますから、その希釈的な意味も含めて、今ある俗に言う下水管にも流していくという、実は音がうるさいらしいんですよ、住んでいる方にとっては導水管を引くということは。夜の8時過ぎになるととめるとか、いろんなことがございます。そのいろんなところから引っ張っていくということになれば下水管を使ってもいいんじゃないかと、いろんな方向性を考えてやっていくべきだと思うんです。

それから、猫実川の水門がございます。丸浜川という。そこからもう全部湿地にしてもいいんじゃないかなという思いがしております。水門からこちらを全部アシだとかという形にしてもいいんじゃないかと。いわゆる湿地再生についてはそういうふうには思っております。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、横山委員からお願いします。

横山委員：はい。私は、きょうはあれですけども、この前の議論に参加していないので、もしかしたら重複しているかもしれません。恐らく、若干その自然再生というところからすると突拍子もないと言えるかと思いますが、干潟と湿地と連続して成立するということですね。それから、この辺は非常に駅から海まで近い割には、おとといの委員会に出たときの資料を見ますと、この近辺の住民の方にアンケートをとられたデータを見ましたが、護岸周辺のことはよく知らないという人が大体5割ぐらいいたということで、地元の方でも意外に三番瀬を知らないんだなというふうに思いました。こういった意味からすると、駅前とか、それに近いところにシンボリックに塩性湿地と干潟とまとめて整備して、いわゆるこの目的でいうところの人と自然のふれあいたいなところを重視した干潟を、干潟的な環境をつくるというのも議論としてはあってもいいんじゃないかなということで、こんな図面をつくってみました。

ここで議論をされているような、自然的な環境という目的から若干はずれて、駅前干潟みたいな感じで、環境学習の場として小規模なものを、具体的にこの干潟をどうするんだとか湿地をどうしていくという技術的な部分はこれから委員の方から説明がありますのでここでは触れませんが、こういったシンボリックなものをつくっていくことは課題になるんじゃないかなというふうに考えております。

倉阪委員長：ありがとうございます。

駅前干潟というのは新しいですね。

遠藤委員。

遠藤委員：私もそこに書いたとおりなんですけれども、実は、古川委員初め、今までご提案のあったような、実はこういう具体的なことが早く出てこないと細かい議論にならないということを実際申し上げたい。この前勉強会のときもたくさん資料があったんで

すけれども、その中から、例えば共通的な要素として、例えばその現地の露出状態とか、砂質の粒径とか、そういったものもずっと統計的に調べていくとある程度のものが出てくるんだらうと実は思っていたんですけども、そういう具体的なことが実は出てこなかったのもう少しその資料があれば具体的に話が進めるんですけども、前回の勉強会のときの話ですと、いわゆるあることを委託で調べてもらったということで、具体的に個々のデータというのは全部こちらに来ていないようなんですね。それがあればこういったものを出せるわけなんですけれども、今ここにありましたように、こういった具体的なことは、私は大賛成です。これらを具体的にいろいろ考えていって、じゃあこれがどうしたら具体的にできるかと。

例えば、古川委員の資料ですと、淡水導入に絡んで、植生だけじゃなくて魚とかエビとかカニを考えた。実は、そういうものを考えた形状とか、あるいは形のものというのも実はあるんですね。ですけども、そういう具体的な話が出てこない、具体的にそういう話ができない。それから逆に、極端にそこだけに限ってしまうとそれだけじゃないよという話になってしまうんですね。ですから、いろんな話をこういうふうに出していただいて、あるいは出てきたところで、じゃあそのいろんな視点からどうつながっていくかという議論が大事だと。それについて、こういう具体性がなかったのもうここに書いたような表現をしました。大変これは議論になると思います。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、増岡さん。

河川環境課：代理です。

倉阪委員長：はい、代理で。はい。

三番瀬再生推進室：じゃあ次でよろしいですか。

倉阪委員長：どうぞ。はい、お願いします。

佐藤委員：佐藤ですけれども、8ページでございます。

私は、この干出域と干潟的環境をつくること、あるいは淡水導入というのは、三番瀬全体に波及していくような問題で、非常に難しいんだらうなと思います。というのは、私は私なりの好みというんでしょうか、こうできればなという思いはありますが、今までのいろんな円卓会議でありますとか皆さんの議論を聞いていますと、この合意形成というのはなかなか難しいのかなということで、合意形成が重要であると書いていますけれども、合意形成が早くできればなという思いでの記述でございます。

それと、湿地再生に関しましては、実際市川市さんの所有地につきましては、今実施されている護岸改修と密接に関連する箇所でありますから、早くまちづくりの関係者の方と調整を図ることが必要じゃないかなと思っています。

以上です。

倉阪委員長：護岸改修のこと、多分わからない委員も、状況が把握されていない委員もいらっしゃるかと思いますので、護岸改修の今の進捗状況、簡単にちょっと紹介していただけますか。

河川整備課：河川整備課でございます。

護岸改修でございますけれども、三番瀬の再生事業の1つとしまして、塩浜2丁目

でございます。2丁目、3丁目を対象としまして、老朽化した護岸改修の事業、平成18年度から工事に着手しております。当面事業計画、5カ年計画ということになるかと思っておりますけれども、塩浜2丁目の900メートル区間、一番護岸の老朽化の激しい部分でございます。ここを当面、平成22年ころを目標に改修しますというような事業計画になっておりまして、平成18年度から工事を始めまして、18年度、19年度と、ことし2年目でございますが、2年目の工事を終えたところでございます。900メートルのうちの約半分、450メートルほどにつきまして、暫定形で改修を終えたところでございます。現在、この委員会と同じように、護岸検討委員会におきましても、20年度の実施計画につきまして、今ご議論をいただいているところでございます。

以上でございます。

倉阪委員長：900メートル区間のうち、若干100メートル弱ですね、すりつけ区間の市川市所有地のところというのはすりつけ区間ということで、そこはとりあえず今のまま置いた形で、ほかのところを前面にまず捨石を置いていって、まずは倒壊を抑えるということから始めているということでございます。

ですから、平成22年にはこちらの方、900メートル、おおむね出来てくるということですので、この検討も急いでやらないと具体的に実現できないということになっていくかと思っておりますので、そういった形で検討を進めていきたいと思っております。

それでは、竹川さんの方から。

竹川委員：私の意見は、3つの事業をまとめた、3つ一遍にまとめて書いてあります。

今までの出しました意見等と重複する面があるんですが、1番が、目的やゴールの設定されていない試験は、そもそも試験の概念としては成り立たないのではないかとということでありまして。

それから2つ目が、干出域の形成、淡水導入というのは、今ありますように、くっついて考えないとなかなか理解、ないしは計画もうまくできないんじゃないかと。そういう干出域の形成と淡水導入というのは一体となるべきなんだということが再生の基本でなくてはいけないと。そのためにはやはり、どっちかといいますと、三番瀬、特に猫実川河口域の場合には、土砂を投入するというよりも、むしろ淡水をいかにして引き込むかということが漁協者の方も航路、それから江戸川放水路等が一番問題だということと言われておりましたけれども、そういう意味での淡水をどうふうにして入れるかということがポイント、優先事項ではないかと。詳細は割愛いたしますけれども、そういう点が2つ目です。

3つ目が、市川市所有地の前の砂を入れる問題は、前の市川ワーキンググループなり再生会議、円卓会議でも行いましたように、どちらかという1つの海側、海岸線を前に出すことと同時に、海側と陸側と同時にやるのではないかとという了解のもとにできていたんですね。一種ミチゲーション的な前の砂つけという考えがあったわけです。

そういうことで、田草川さんが横にいらっしゃいますが、要するにそれとの兼ね合いで考えていかないと具合が悪いんで、特にその湿地の所有地の中には暗渠が通っておりまして、この暗渠を開渠にするとか、蓮尾さんの仰ったような、吉野工業ですか、あ

の横の方の放水路も含めまして、その三番瀬再生という観点から行徳湿地の水路を見直して調査をするという調査は今までやられておりません。だから、これもやはり内部性湿地として淡水域を広げていくという点からの調査が必要ではないかと思うわけです。

それで、結局そういういろんな問題点がどこに起因するかといいますと、例の平成18年度、県の調査で評価されましたあそこの泥干潟が生物多様性の観点から重要な海域だという、そういうふう結論づけていらっしゃるんですが、それが本当に再生会議のものになっていないと。だから、あそこに実際に足を運んでみるということが行われていない、そこに一番の問題があるのではないかと。それは、私の意見の中心にしているんですが、そういうことです。

それで、先ほどの牡蠣礁の問題も、先だって国際シンポジウムをやりまして、日米の牡蠣の専門家さんといろんな論議があったんですけども、やはり牡蠣であるためにそれが死んで、それが海域を汚すという、単純な話ではなくて、東京都等でも、三重県等でも牡蠣を1つの触媒にした海域と浄化の問題を真剣にやっている最中ですよ。だから、そういうことで随分誤解があるのではないかということをつけ加えておきます。

以上です。

倉阪委員長：竹川さんの意見は、そういったものを受けとめて考えようということですか。

竹川委員：そうです。

倉阪委員長：ここで、その牡蠣礁の議論するという事ではないんです。

ほかの方のご意見を次にお聞きしたいと思います。

歌代さん。

歌代委員：市川の歌代です。

私どもの市川市の中で、平成14年から塩浜まちづくり懇談会というものが行われて、これには漁業者、あと後背地の塩浜の工場地帯の地権者とか、そういう方も含めて懇談会を12年からやっております。その中で、やっとなつ先だって土曜日に懇談会をやったんですが、そのときに、もうそろそろ市川市としても絵を描いて出そうじゃないかという話が出ております。それは、すなわち県との調整もあるとは思いますが、その点も含めて、やはり市川市としても市所有地をあのまま利用するという事ではなく、やはり湿地再生の一部も含めてやろうという考えはあるようでございます。ですから、その点も含めて護岸の形状とか、そういうものも早急に検討する必要があるのではないかと。

それと同時に、ここに書かれております古川委員の案とか、それから横山委員とか、こういうものも我々、検討していかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

倉阪委員長：ありがとうございます。

市川市所有地の件ですので、市川市、地元の考え方というのはかなり重要でございます。今は大変前向きないい情報がいただけたというふうに思います。

ほかの方。はい。

中島委員：中島と申します。

初め、私の考えというのは、どうしても漁場の生産力の回復というんですか、再生の目標の中の、ここからちょっと始まってしまおう。

初めの一番の干潟的環境ですか、回復、それに関しても、漁業をやっている立場からいくと、アサリがいっぱいとれるとか、そのために干潟をつくることによって水の流れですか、そういうことが普通に行われている。極論としていえば、本当は浦安の埋め立てがなければそのまま風も来て漁場もよくなるし、海がよくなると思うんですよ。ところが、今浦安のところをどうこう言っても始まらないので、干潟を仮につくるにしても、つくることによって水の流れがどうなるのか。小さい干潟をつくっても、ぽつんと干潟ができるだけで全体的な流れとしてはもう変わらないんで、その辺を今回、検討とか試験のときに取り入れて。

それと、その次の淡水導入の検討なんですけど、淡水はやっぱりこの漁場に流れることは必要だと思うんですけども、昔の川の水と違って、今の川の水は、仮に猫実川にしても、写真を見るとききれいな部分もあるんだけど、例えば汚れた部分、浦安駅の周り、あそこはたしか猫実川の水が。あとは、旧江戸川にしても、その上流にしても、昔の水と違っていろいろなものが入り交じってたりとか、あんまり。だから、できれば下流側だけじゃなくて、上流側のもう少し水をきれいにして、きれいな水が流れるような淡水であればいいと思います。

それと、3番目の湿地再生に関しても、確かに藻場とか、そういうものに関しては、やっぱり魚がついたりとか、そういうものに関してはいいんですけども、現在、ノリの養殖ですか、そういう人に関しては、やっぱり藻場が結構ふえたことによって、それがノリに交じったりとか、そういう点で何かいけないとか、マイナス面があったり。あとその湿地がふえることによって、今回の台風で江戸川の水門があいたんですけども、いろんな湿地にあるものが流れてきて、漁場に大きな被害を受けたとか、そういうのもあるので、その辺も十分に考えた上で、三番瀬の中に被害がないような形でやってもらえればと思います。

倉阪委員長：ありがとうございます。

干潟について、アサリとの関係、それから水の流れができるようにということ。それから、淡水についてはきれいな水が流れることがあるということですね。それから、湿地についても、それによって台風時に何か流れてくることもあると、こういったご指摘でした。

及川さんの方から多分、県が意見をいただいていると思いますので、その及川さんの意見の紹介をお願いします。

三番瀬再生推進室：それでは、及川委員、当初は出席予定だったんですけども、急遽ちょっと用事ができたということで欠席となりました。ただ、事務局から及川委員の意見ということで、3点ばかり伝えてくれというお話がありましたので、ここで伝えさせていただきます。

すべて淡水導入に関するものでございます。

1点目としましては、淡水導入については慎重に検討していただきたいという点が1点。

2番目が、猫実川河口域には海水の停滞域がありますと。それで、そういったもの

も含めて、漁場再生検討委員会の中では、流れについていろいろシミュレーションしたり、いろいろ検討がなされておりますので、そういった結果をよく踏まえて、この会議での検討も行っていただきたいという意見が2点目。

それと、3点目につきましては、淡水が導入されて、塩分が低くなり過ぎるとノリ養殖にいろんな影響があるということがあるので、そういったものについても配慮していただきたいと、この3点について伺っておりますので、お伝えいたします。

倉阪委員長：はい。

淡水導入については、ということで、こういった停滞域を解消するというような必要性などが提起されております。

ほかの方、事前にいただいている方で意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。はい。

吉田委員：すみません。このところちょっと、部会の準備だとか責任者をやっていたものですから、本日もちょっと抜けられない会議で大変遅くなりまして申しわけありません。

3点、全体的なことでは押さえたいことがあるんですけども、1つはやはりこの3つの事業にしても、今のところ、かなり限られた場所でやると。これに関しては、三番瀬全体の再生にどうつながるのかということや常々考えつつやりたいというふうに思います。やはり、それが先ほどいろいろご指摘もありましたけれども、土砂の砂つけというような形で、護岸の1つのアクセサリのような形でやられるのでは、それは三番瀬全体につながらないし、どういう形でそれをやっていくのかということが非常に大事であると思います。

その中で、私としては本来は、三番瀬全体の潮流の流れというのを回復するには、川というのは非常に大事だと思います。やはり、有明海なんかでも筑後川が流れ込んでいるということで、それで、川の大体10倍ぐらいの海水が動くというふうに言われていますので、そういった面で、淡水に関しては慎重にというご意見はありますけれども、むしろそういう大規模な干潟を創出するよりは川の方が本当は望ましいことだし、先ほど中島さんがおっしゃったとおり、水質の問題とかそういったことがございまして、それは簡単には言えないことですし、水利権などもありますので、簡単に言えないんですけども、全体的に本来はやりたいところだなというところではあります。

それから2つ目は、よく砂を入れるということ、私も円卓会議のとき、最終的にこの護岸の前に砂を入れることについて賛成したんですけど、そうしたら非常に批判を浴びましたが。私が言っているのは、アクセサリ的にそういうふうに護岸の一部として入れるという意味ではなくて、そこに自然な形で広がっていく、そういう形である場所に置いて、自然な形で干潟が形成されるのであれば、それはそれに生物だって適応していけるわけで、どさっと埋めてしまうような、そういうコンボでどさっと入れてしまうようなやり方は私は好ましくはないと思いますけれども、自然に、何しろ海の世界というのはもう動的な平衡バランスを持った環境ですから、ある程度の範囲内であれば自然に落ち着いているわけですね。ただし、今も三番瀬がそういう動的な平衡という面で、いい平衡になっているのかということやそうではなくて、江戸川の放水路の問題なんかにしても、どどっと大きなイベントが起きて、今までやったことを台

無しにしてしまうということが起き得る環境になっているわけです。ですから、そこら辺の議論も必要だと思うんですけど、どこまでは自然の波の範囲内だと、どこから先は、これはちょっとやめてくれというほどの大きな問題点なんだというあたりが共通理解されていないと、一切手をつけちゃいけないということになると再生はできませんので、そこら辺の共通理解を得て進めたいなというのが、これが干潟的環境形成のところにかかわるところだと思いますけれども、第2点目です。

それから、これも干潟的環境形成と湿地再生と両方に関係しますけれども、先ほどからお話が出ていますが、まちづくり、それから護岸ということもあります。それから、環境学習、このあたりとどういうふうに連携を保ってやっていくのかというのが非常に大事で、今のところ、それぞれの委員会がはっきり言えばばらばらになっている。このあたりで足並みをそろえていかないと、ハードだけが先行してしまうというような批判を浴びかねないところもあるんじゃないかと思います。そういう面ではちょっと、私の方のかかっているところで、環境学習の方の検討がずっと滞ってしまっているのが私は非常に遺憾なんですけれども、こういう検討をしていくのと同時に、どういうふうにそれを市民が利用し、どういうふうに支えていくのかということの議論が同時に進まないといけないんじゃないかと思っております。

その3点をご意見として申し上げたいと思います。

倉阪委員長：ありがとうございます。

一通り委員の方の意見はもう出たと思います。私自身の意見は、この場合は、佐藤委員もおっしゃっていたように、合意形成はかなり難しいということで、発言に徹しようかなというふうには思っているんですけども、三番瀬再生について、かなり時間をかけてやってきていますので、このあたりがなかなか目に見えるような形で、今までいただいた意見の中でも、シンボリックにやるという話と、大きな話にどうやってつなげるのかというようなところ、方向性も若干意見の違いがあったように見えますけれども、まずは目に見える形の取り組みがほかのところにも伝わっていかないと、何か議論ばかりやっているけど何も進まないじゃないかというふうな批判も全体として浴びかねないかなというふうに思っております。できる限り意見の調整というか、合意形成に全力を尽くして頑張りたいと、私のスタンスでございます。

会場の方からこの段階でインプットをいただければありがたいと思います。この実現化委員会の方は、今お聞きいただいたような方向で、いろんな方向性はまだあるわけでございますけれども、会場の方の方から自分はこういうふうな検討を望んでいるとか、三番瀬の再生について、こういうようなことを犯しちゃいけないんじゃないか、今まで出てきていなかったような視点でこういったものが必要じゃないかとか、さまざまご意見を今の段階でいただければありがたいです。

意見お持ちの方、挙手いただければ幸いです。

じゃあ、よろしく願います。

三番瀬再生推進室：すみません、こちらの方のマイクのところにお願ひできますか。

発言者A：そうしましたら、古川委員の方から出た自然再生に関する意見ですね……。

倉阪委員長：お名前をちょっといただければ。

発言者A：失礼しました。松戸から来ましたAと申します。

古川委員の自然再生に関する意見で、内陸部に造成した湿地で、海水を導入して再生が期待できる、その例として谷津干潟が載っていますが、谷津干潟というのは昔から干潟としてあったところで、たまたま周辺が埋め立てられて残ったということで、内陸湿地とはちょっと違うと思うんですね。

谷津干潟に関連して申し上げたいのは、谷津干潟では、もともとはかなり泥質干潟で、非常に底生生物が豊かに存在した。ただ、その底生生物が豊かに生息していたんですが、だんだん泥質干潟の砂質化が進んで、底生生物がかなり減少したんですね。したがって、それをえさにしている魚とか鴨、千鳥などの野鳥がかなり減ってきているんです。だから、いわゆる底生生物に関していえば、砂質干潟よりも泥質干潟の方がかなりそういう底生生物が豊かに存在しているんじゃないかと。

そういうことで、猫実川河口域に泥干潟の、谷津干潟の例からすると、かなり生物が豊かに存在していたと、そういう調査もあると思いますので、やっぱり泥質干潟の重要性というのも認識していただきたいなと思うんです。

そういうことで、例えば谷津干潟の例が出ましたので、そういうところの調査結果も参考にさせていただいたらいいんじゃないかと、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

倉阪委員長：ありがとうございます。

泥質干潟の重要性、それから谷津干潟についての事例、こういったご意見でありました。

他の方。では、今手が挙がっている方お2人順番に。はい、よろしくをお願いします。

発言者B：習志野のBと申します。

先ほど、いろいろな調査がなされているとおっしゃっていましたが、本当にそのとおりだと思います。ですから、今まである調査を生かしてほしい。それから、足りないものとして牡蠣礁周辺、それから穴ジャコの調査はされておられませんので、その調査をぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

じゃあお願いします。

発言者C：Cです。

きょう、いろんな提案も含めておもしろいものを出していただいてありがとうございました。僕はやはり、吉田さんがおっしゃったんですが、やはりある意味でそろそろ総合的なことをやらないと、干出域の形成とか干潟の環境をつくれないうのかなと。三番瀬全体でのどういうふうな方向に持っていくか、まちづくりも含めて、さっき歌代さんが心強い市川市の話がありましたので、それも含めて護岸の方も一緒になって検討できればなと切に願っています。

そういう意味では、本当に個別の検討委員会がいっぱいできてくるんですが、やはりそれをもとになるところである程度、再生会議の方でも本気でちょっと取り組まないと、ばらばら、ばらばら行って、個別、個別で進んで行って、結局トータルでうまくいかなかったということもあると思いますので、先日の評価委員会でもぜひ再生委員会の方で、再生会議の方で頑張ってくれという話も出ましたので、その辺、全員が



頭に置きながらやっていったらいいかなと思います。

以上です。

それからもう1点、多分議論が、古川さんのご提案も含めて、これが市川だけじゃなくて上野さんから浦安の話が出ました。それから、この中で海浜公園のことも少し入ってきています。ということで、当初設定したときに市川と猫実川という設定で、おそらくこの検討委員会は入ってきたんですが、そういう議論になったときに、メンバーが果たしてそれでいいのかどうかということも含めて、今年度は難しければ、来年度に対してどのようなメンバーがいいのかということも真剣にひとつ議論していただきたいと思います。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

総合的に検討していく必要があって、個別にばらばらでやるものを総合化していく必要があると。これはもうおっしゃるとおりでございますして、そういった意味で、実はこの検討委員会には県の方からいろんな部局の方が委員として参加していると、そういうイメージで私はおります。

部局の方の行政委員がなかなかその場で意見を言うというのは難しいとは思いますが、すけれども、その浦安、市川の話の、浦安でもという話もございましたし、ほかの漁場の再生であるとか、ほかの観点からの検討もあわせて考えるべきだという意見を持っております。

もしも行政委員として出られている方で、何かコメントがこの段階でもしもありましたらいただければなと思います。よろしいですか。はい。

現在、3つのタイプの自然再生について検討しているわけですが、それぞれごとにもう少しちょっと、きょうは8時半までですね、ちょっと時間的に、きょう議論が終わるわけではないと思いますけれども、相互の意見についての質問であるとか確認であるとか、そういったところから少しなりとも議論を進めていきたいと思っております。

まず、干潟的環境の形成について、それぞれの方の意見の表明をいただいたところでございますが、その干潟的環境形成について、お互いにこれについてはどうなんだろうというような質問があれば出していただければと思います。

私の方からですね、古川委員の方からいただいた写真ですけれども、これは具体的にどういったところに作られているんでしょうか。テラス型干潟の造成事例について。

古川委員：資料3の1ページ目のところにある写真のご説明を簡単にしたいと思います。

これは、東京港の内側に芝浦運河というのがありますがすけれども、その護岸改修のときに、今まであった護岸の前に前出しをして護岸の強度を上げようというようなことがされたんですけれども、そのときに、もとの護岸から出っ張った分のところが、一番上のところまで持ち上げるとたくさんの土量を持ってこないといけないので、階段状にテラス状の護岸になります。この見ていただいている護岸のところは満潮時には50センチぐらい水が浸るような、そういうようなところなんです。そのところに、従来でしたら、テラスのところを平らにして石が敷いているだけだったんですけれども、そこを50センチ掘り込んで砂を入れるというようなことをしました。

今、各地で干潟の造成をしたときに、干潟の多様性を上げるために何をしたらいい

か、材料を変えるというのも1つの手ですが、泥干潟が非常に重要だというご指摘がありましたけれども、材料が変わって泥になれば泥の生物が出てくる、砂になれば砂の生物が出てくるということもあります。それと加えて、泥にすると水持ちがよくなる、水が抜けない、乾燥しにくくなるというようなことが生き物のすみかとしてはいいというようなことが考えられたので、実はここに水がたまるような構造にしてあるということ。ちょっと見にくいですが、その水がたまるばかりでは水が逆に淀んでしまう可能性もあるということで、護岸の一部を切り換えて流れをつくり出すというようなことを、そういう工夫をしながらつくったテラス型の干潟。

これ自体は非常に小さい話なので、これだけで、例えばこれはこの大きさのもの、三番瀬の環境がよくなると。これを、あの三番瀬の中に、例えばこういう環境を再生したらば、どういう種類の生物がどれぐらいのタイミングで出てくるんだろうかということを知るための実験というふうに位置づけられるかと思えます。

先ほど中島委員の方からご指摘があったように、試験はできたけど、流れがちゃんとできてなければ魚が寄ってこないだろうと。それもこの、例えばこういう干潟をつくったときに、こういうもので、余り流れが起きないような状態で作るのか、どこか切り欠きを入れて、流れが起きるような状態にして作るのかというような工夫をしてみますと、どの程度流れがあればその生物がよくつくのか、つかないのかということもわかってくる。それはちょっと目標値として、大きな干潟を造成したときに、どれぐらいの流速が起こるような、どれぐらい波が当たるような干潟にしたらいんだろうかなということが、こういう小さい実験から得られるのかなと。

これは、直接の効果は三番瀬全体にはないですけれども、こういう実験を積み重ねることで、その後に大きな再生事業をするときのかぎとなるプロセスが幾つかできる確認できるのではないかなと、そういう実験と位置づけています。

この、実際に再生している場所というのは運河の中なんですけれども、低層から海水が入ってきて、上層からは近くに水処理センター、いわゆる下水処理場があって、淡水を供給している、そういう環境の中でつくられた設備であります。

倉阪委員長：ありがとうございます。

この古川さんの話、これは生物がどのぐらいついてくるのかという確認と、それから、これは上野さんもおっしゃったような環境教育の場に使えるかもしれないと、そんな付随的な効果もあるかもしれないと、こういったところの狙いでございます。

砂の話については、一方で吉田さんがおっしゃっているように、徐々に入れても流れていって、それでいいんじゃないかと。生物が対応しながら、徐々にその砂が入っていくと、こういう考え方もあるかと思えますし、これも目標をどうするか、何を目標にするかによって、やっぱり試験の形態が大きく変わることかと思えます。

干潟的環境について、浦安の方というような議論が上野さんの方から出されております。これは、具体的に今、浦安側で考えるとしたら、どんな感じのイメージになるんでしょうか。

上野委員：私たちが考えるのは、藻場の造成というのは非常に大きなものだと思っているんです。ノリのあれ、困るというのはありますけれども、浦安の前面、日の出干潟のあたりは、冬になるといろんな海草がつくんですよ。非常に多くつく。そうすると、生

物層も車エビだの、本当にサンショウウニだの、非常に豊かになるんですね、種類のにも。そういった意味で、私たちは目にしている日の出干潟を見ていると、藻場というのは非常に大切なものだなというのがあります。

それと、澁筋がありまして、ほとんど使っていないわけですね。そこら辺の、ある程度のやっぱり藻場も深さが無いといけないわけなんで、その使っていない澁筋を利用したような藻場の再生をし、漁場に余り影響を与えない、要するに浦安側ですから、そういうところで試験的な意味ということは大いにできるんじゃないか。

きょうも持ってきていますけども、浦安の環境保全課でやっぱりデータをやっています。そういう意味で、例えば本当にアサリの稚貝ということに関しても、我々も実験をしているんですけども、本当に多いんです。30センチ掛ける30センチの中で、500～1,000は必ず稚貝は出てくるんですよ。ただ、それが成貝にならないというのが問題。そういうことをやはりどういうふうにしたらいいのかという、これは試験的な、本当に実験ですよ。実証できることがそこでできるわけですよ。そういうことで、私は浦安側というのはすごくいい要素を持っているという部分があります。

そういう意味で、全部市川側に今は張りついていますけれども、計画をしようとするところを、浦安をちょっと総合的にいろいろ実証・検分していただけたらと思いました。そういう意味で浦安側という意味を入れました。

倉阪委員長：藻場を再生するというと、砂だけではなくて、植生もつけていってどうなるの。

あるいは、成貝になるためには、私もよくわからないんですけど、どういうことをやればなりそうなんでしょうか。何か実験区域か何かをつくって、砂の質をちょっと変えろとか、そんな話ですか。

吉田委員：それとあと、藻場というのは、海草（ウミクサ）の藻場なのか海藻（カイソウ）の藻場なのか。

上野委員：アマモ場ですね。もともとアマモがつく、私も3年ほど前に確認しています。境川の方にはもうついているんですね。ただ、冬場がついて、夏場になると消えていく。これも私、松島に行ってちょっと勉強してきたんですけど、地下茎で生きているので、別に夏は消えても問題ないというようなお話もいただいて、「はぁそうなのか」という形もありました。冬はやっぱりいろんな海草がつかます。そういう意味で、地下茎で生きているんであって、夏場は消えちゃっても問題はないというようなことをいただいてきました。そういう意味では、澁筋というのはすごく利用できるんじゃないかなと思っています。

歌代委員：あの辺でアマモはまだ実験してない。

上野委員：あれは市川航路の所。

倉阪委員長：再生という観点から、浦安側の方の澁筋であるとか、あそこに広がっている干出域をよりよくしていくためにはどうするのかと、そんな視点の試験というのもあり得るのではないかという提言でございます。

ほかに、今いろんなタイプが出ているんですけども、囲いの中で実験をすると。砂を置いてみて、それはオープンタイプで砂を置いてみて、その流れ方を確認する。さらに、その植生の回復実験もあわせて考えると。いろんなタイプのアイデアがとら

れているかと思えます。

さまざまに実験をしていく、それは目標を明確にしながらさまざまに実験していくということだと思えますが、この干出域について、今の議論の流れも踏まえながらコメントをさらにいただければありがたいんですけども。

遠藤委員：いいですか。

倉阪委員長：はい、お願いします。

遠藤委員：いろいろな意見が出てきておりますけれども、特にこの資料3ですね、私も非常により具体的な形が出てきたので、これから議論するための1つかなと思っております。

特に、それぞれのご提案の中に、いろいろな意見やあるいは指摘、要望とか、あるいはここで想定していなかったようなところも含まれているものの中にはありますね。

それで、これを進めるに当たって、今は個々の1つ1つの干潟であれ淡水導入であれ湿地再生であれという形になっていきますけど、ここにある資料だけでも、淡水導入なら淡水導入、干潟は干潟という形で1本にまとめて、どういうことが指摘されているか、あるいはどういうことが要望されているかというようなことを絞って、この次にはそれをたたき台として具体的にやっていけば少しの形は出てくるんじゃないかと思っています。

それで、いわゆる連続性というか、あるいは小さなケーススタディ的なことでもやる価値があるというのは、環境ができてくれば、結構、例えば小さなこういうようなテストパターンを幾つかやってみますと、それはどんどん広がっていく可能性があるんですね。あるいは、ある部分的であったとしても、それは環境ができることによってそういうような1つの再生ができるわけです。ですから、必ずしもとってつけたような形のものというようなことではないと思います。連続性と、それから環境ができてくればいろいろな形の再生、いわゆる自然の復元力がありますから。ですから、そういう面では具体的にやっていく価値はあるだろうと思っています。

ですから、これからは、出てきたものをもう一回再整理して、何が問題なのか、それからここから抜けているものがないかというようなものを付加しながら検討すれば、いろいろな問題が明確になってくると。藻場の件もそうですけれども、それは単独のものではありませんし、例えばプランクトンが増殖するとか、そういう環境が出れば魚も来るでしょうし、また魚が来れば、藻場がまたそういう場所にもなっていくということで、連続的なものだと思っています。ですから、これからはもう少し整理して、これを具体的に議論していくといいと。

特に、今回よかったなと思っているのは、こういう具体的な形が出てきた。例ですけども、形が出てきているということです。古川委員の写真もそうですし、もう一方の方ですか、ありましたけれども。特に国交省では、国全体でいろいろな試みをしているのを把握されていると思うんで、ぜひ、この前勉強会で報告がありましたようなことも含めて、いろんな事例を、いわゆる流況とか、あるいは砂が移動するかしないとか、いろんな切り口があるかと思えますけれども、そういう形で国内のいろんな状況が把握できていれば、そういうものを提案されれば、恐らく環境は違うといっても、何が違うかということ、流れの様子とか、あるいは干出している時間だとか、細

かいことはいっぱいありますけれども、かなり共通点はあるんじゃないかと思っていますので、そういうことを具体的に提案、あるいは資料を出していただけると、もう少し具体的な形が出てくるんじゃないかと思っています。

以上です。

倉阪委員長：はい、ありがとうございます。

時間的に今日はタイムアップ、非常に時間が急になりましたので、今後こういう方向で、今日の資料、それから議事録、それを踏まえながら、まずその3事業についてどういったアイデアが出されているのかというものをまとめた資料を県の方で次回出してもらいたい。これは、資料と議事録ベースでやらせていただければと思います。それに、県の方が平成18年度に検討した報告書の中にも欄がありますので、そういったものもこの3つの中に入れていきながら、具体的な試験計画の方を考えていくと、こういうふうにしたいと思います。

それとともに、そういう方向で議論するに当たって、次回を待たずに、さらにこういった意見があるというようなものがあれば県の方に出していただければ、次回の資料に含めるという形で、さらに議論が深まると思いますので、お出しいただければありがたいと思います。これは、会場の方からも、もしもこういったものについても検討すべきだよというのがあれば県の方に出していただければ、次回の資料の方には盛り込んでいただくという形にしたいと思います。

ちょっと議論が中途半端で、切ったような形になって申しわけございません。ちょっと私のタイムマネジメントのミスでございまして、干潟的形成についてちょっと議論を進めただけで、淡水導入とか自然再生とか湿地再生とかの議論が進めませんでした。次回も今の方針で、新しい整理された資料のもとに議論を深めたいと思います。

#### (4) その他

次回の、これは議題の4のその他でやりますか。議題の4のその他で何かございませうでしょうか。

三番瀬再生推進室：県からご検討いただきたい点がございます。

第3回の検討委員会につきまして、県としてはできれば12月中にもう一回開催していただきたいというふうに思っております。ただ、日程的には、県といたしましては、できれば17～21、25、26ぐらいの間で委員の皆様のご都合のよい日があれば、その中でお決めいただきたいと考えております。

倉阪委員長：17は市川護岸の勉強会が入っていますので、これはだめですね。私の予定では、18が7時20分まで授業をやっておりますのでこれはだめということで、できれば19か、20日も実はゼミなので、19か25、26がありがたいんですが、ほかの方、いかがでしょうか。

倉阪委員長：19日、水曜はいかがでしょうか。

それでは、12月19日の水曜日ということで予定を入れていただければと思いま

す。時間始まりはまた6時からで多分大丈夫だと思います。では、場所等決まりましたらご連絡いただければと思います。次の会の議題は、引き続きこの意見交換で、県の方からもその際に、県の考えている試験計画もお出しいただくということで進めていきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

三番瀬再生推進室：県から報告事項が1件ございます。

本年度の三番瀬再生実現化推進事業につきましては、この検討委員会でいろいろご検討いただきながら進めているところなんですけれども、いろいろデータの分析ですとか事例の分析、あるいはいろいろ検討していただかなきゃいけないものに対して対応するために、県といたしまして、調査について手伝っていただく委託業者を決めさせていただきました。それで、今後は検討委員会でのご意見や検討結果を踏まえまして、その調査会社とあわせて資料をつくるなり、皆さんの意見を反映するような形でこれから提案をしていきたいと思いますので、とりあえず報告させていただきます。

それで、具体的な委託先は芙蓉海洋開発株式会社という会社でございます。

倉阪委員長：はい。その委託業者の手伝いを受けながら、ここの資料づくりもしていただくということですね。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

竹川委員：こうした形でいろんな計画が27日を目指して詰まっていくわけなんですけれども、きょうのいろんな資料は予算関係につきましては要求予定となっております。恐らくこの次にはもう少し具体的な金額等入っていくんじゃないかと思うんですが、こうした計画が詰まって予算化されてまいりますと、その予算のついたものは進みやすいわけですが、予算のついていないものは進みにくい。そういったことで、この再生実現化の推進の事業と予算の仕組みというんでしょうか、これは非常に密接な関係があると思うんですよね。そうしますと、ちょっとお聞きしたいんですけれども、予算がついたからといって、その形が、中身も含めてそのまま行われなければならないものか。場合によっては、それこそ順応的に予算についてもフレキシブルに考えられるようなものがあるものなのかどうなのか。恐らく、予算の日程と計画づくりの日程というのは非常に連動していると思いますので、その先のそういう懸念というんでしょうか、これについてちょっとご説明していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室：三番瀬再生室の佐藤でございます。

ちょっと今のご質問の趣旨がわかりにくいんですけれども、県としましては、この来年度の実施計画の中に書いてあります来年度につきましては、干潟的環境と淡水導入の試験については、試験計画及びモニタリング計画を策定すると。それと、湿地再生につきましては基本的事項を確定させると、そういうようなものについて必要なものを予算要求しているところでございます。

ですから、具体的には予算がついて、来年度、事業の執行ということになるわけなんですけれども、その事業の執行に当たっては、今言った目的に沿った形で事業を執行していくということになると思います。ですから、それに必要なものについて、予算の許す限り対応していくということになると思います。

倉阪委員長：よろしいでしょうか。来年は計画を明確に決めるということが、その事業計画

の中に、その範囲で、計画を策定するときに、策定しながら策定できませんでしたというのは多分ないんだと思うんです。ですから、計画の内容についてはみんなでよりよいものをつくっていくということになるとは思いますけれども、そういう理解が...  
...

竹川委員：ちょっと1つ。

ちょっと離れますけども、年度末の計画のスケジュールの中に、第4四半期ですか、事前調査、試験の事前調査という日程が入っていたと思うんですが、ちょっとそれについて聞かせていただけますか。

三番瀬再生推進室：今、竹川委員がおっしゃられたのは、前回の第1回の検討委員会の中で、今後のスケジュールということで県がお示した資料について発言されたものだと思います。その中では、事前環境調査ということで、冬季に1回事前環境調査をやることを予定しているという説明をさせていただいております。これについては、県としてはそれまでにいろいろご議論いただいて、間に合うように試験ができればいいなというふうに考えているところでございます。

倉阪委員長：はい、よろしいでしょうか。

また引き続き来月議論を進めていきますので、その際にまた確認をされることを言っただけであればと思います。

それでは、議事はすべて終わったということで、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

#### 4. 閉 会

三番瀬再生推進室：皆様、長時間に渡りご議論いただきましてありがとうございました。

以上で、第2回検討委員会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。